

## 学校の部活動に係る活動方針

令和 4 年度  
都城市立西岳中学校

目 次

本方針策定の趣旨等

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

(2) 指導・運営に係わる体制の構築

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

3 適切な休養日等の設定

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

(2) 地域との連携等

5 学校単位で参加する大会等の見直し

## 本方針策定の趣旨等

学校の部活動に係る活動方針（以下、「学校の方針」という。）は、宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針（以下、「県の方針」という。）及び都城市部活動の在り方に関する方針（以下、「市の方針」という。）に則り、生徒にとって望ましい活動環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや文化活動を楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一貫として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

学校は、県の方針、市の方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部顧問は、市教育委員会が作成した別添様式を参考に、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 校長は、活動方針及び活動計画等について、教職員評価制度のフィードバックや学校評価、学校運営協議会等において年度末に評価を実施する。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は市教育委員会と相談し、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に活用する。

なお、部活動指導員の活用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、指導を行う。

オ 校長は、県及び市教育委員会が開催する学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修に積極的に参加する。また、部顧問、部活動指導員等を対象とする部活動指導に係る知識、実技及び技術の質の向上を図るための研修等に關係職員等の積極的な参加を促す。

カ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定及び学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け文科発第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長、部顧問及び部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保や、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために、休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が、生徒の心身に負担を与え、さまざまな活動に参加する機会を奪うことになったり、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・能力の向上につながらないことを正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標が達成できるよう、分野の特性等を踏まえた、合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや、科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 部顧問は、中央競技団体が作成する「運動部（文化部）活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

エ 部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### **3 適切な休養日等の設定**

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

#### **① 学期中の休養日の設定**

週当たり 2 日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。第 3 日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

#### **② 長期休業中の休養日の設定**

学期中の休業日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。なお、学校閉庁日は原則として休養日とする。

#### **③ 1 日の活動時間**

長くとも平日は 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は 1 (1) に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3 (1) の基準を踏まえるとともに、市の方針の基準に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間、部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

エ 活動の際は、部顧問は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じること。

### **4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備**

#### **(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置**

ア 校長は、市教育委員会と連携して、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

また、文化部についても、市教育委員会と連携して、各学校の実態に応じて生徒が参加しやすいような多様なレベルや、生徒の多様なニーズを踏まえた部の設置について検討する。

イ 少子化に伴い、生徒のニーズに応じた部活動の存続が難しくなり、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれないよう、関係団体と連携し、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加できるように学校、部顧問、保護者、地域、市教育委員会等と連携し、合同部活動等の取組みなど実態に応じた部活動の運営及び工夫改善に努める。

## (2) 地域との連携等

- ア 校長は、生徒の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
- イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 5 学校単位で参加する大会、コンクール等の見直し

- ア 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。